

# 丁若鏞の「三紀六平」について\*

## A Study on Chŏng Yag-yong's Theory of "Samgi Yukp'yŏng"

金 世 鍾 著  
Se-jong Kim  
山 寺 三 知 訳  
Tr. by Mitsutoshi Yamadera

### 翻訳凡例

一、本稿は、金世鍾（김세중）氏（大韓民国、全南大学兼任教授・茶山研究所研究室長・韓国古典翻訳院選任研究員）の「다산 정약용의 ‘三紀六平’에 대한 고찰」（韓国音楽史学会『韓國音樂史學報』第40輯、2008年）の日本語訳である。「〈要旨〉」・「主要キーワード」・目次も原論文に基づき訳出したものである。

一、引用原典について、訳者が原典資料を参照し、部分的に補足訂正した箇所があるが、煩瑣を避け、逐一注記しなかった。

一、引用原典について、読者の便を考え、一部、原典資料に基づき、大幅に補足した箇所があるが、その場合には、亀甲括弧で括り、「訳者補」と明記した。

一、引用原典の句読点について、原論文では、一部付されていないものがあったが、その場合には、翻訳者が適宜補った。

一、引用原典中の原注は、山括弧を用いて表した。

一、引用原典の解釈については、原則として本論文著者の解釈を尊重したが、原典の訂補に伴い一部改めた箇所がある。

最後に、翻訳を快く許可して下さった金世鍾氏、そして、訳出にあたり様々な助言を下された木村純子氏（札幌 YWCA 韓国語教室講師）に感謝を申し上げたい。

### 〈要旨〉

丁茶山（名は若鏞。1762-1834）は、朝鮮後期の一時代を苦難と情熱によって生きた儒学者で

---

\* 本論文は、第一回東アジア楽律学会学術大会で発表した文章を修正したものである（2005年11月11日、ソウル大学、文化館国際会議室。主催：（社）韓国国楽学会、主管：東北アジア音楽研究所）。

ある。彼の著作に『樂書孤存』十二巻四冊がある。その中で、茶山は韓国音楽と同じ根源を持つ古代中国音楽の楽律理論的枠組みを客観的に否定している。

そこで、本研究では、茶山が古代楽律理論の問題点と虚構性を指摘し、その代案として提示した「三紀六平」に注目した。その結果を要約すれば次のようになる。

まず、茶山は、独自の經典解釈を通じて、「声」・「律」の概念について古代中国音楽と異なる解釈をしている。茶山は、律を、差等を弁別する基準として考えた。すなわち、律を、声の大小清濁を弁別する数理的比率体系として理解している。

第二に、茶山の「三紀六平」は、『國語』における伶州鳩の「之を紀するに三を以てす（紀之以三）」・「之を平らにするに六を以てす（平之以六）」と『漢書』「律曆志上」の「天を參とし地を兩とす（參天兩地）」の解釈を経た結果である。

第三に、茶山の十二律呂算出法は、古代中国で用いられた三分損益法とは異なる三分損一法を使用している。

以上、茶山の「三紀六平」による楽律算出法を考察した。今後、茶山の楽律理論を体系的に確立する際の一助となれば幸いである。

**主要キーワード**：三分損益法、茶山、丁若鏞、三紀六平、十二律呂

- I. はじめに
- II. 茶山の「声」と「律」に対する理解
- III. 茶山の「三紀六平」
- IV. むすび

## I. はじめに

朝鮮後期一時代を苦難と熱情によって生きた丁茶山（名は若鏞。1762-1834）の著作に、『樂書孤存』十二巻四冊がある。茶山が55歳になった年に完成されたものであり、茶山の音楽理論が顕著な著書である。その中で、茶山は韓国音楽と同じ根源を持つ古代中国音楽の「声・音・楽・律」についての解釈と運用法に対し問題を提起し、冷静な分析を通じて、古代

<sup>1</sup> ここでは、景仁文化社編（1987年）『與猶堂全書』「四集」に収められた『樂書孤存』を参考にした。『樂書孤存』は、巻一「論」七項、巻二「論」四項・「辨」四項、巻三「辨」七項、巻四「辨」六項、巻五「辨」七項、巻六「駁」十三項、巻七「査」六項、巻八「査」一項、巻九「査」四項、巻十「査」一項、巻十一「査」三項・「訂」六項、巻十二「訂」七項等、合計七十六項、十二巻四冊という体裁で編集されたものである。

<sup>2</sup> 声と音に関する区分を調査してみれば、以下のとおりである。『禮記』「樂記」鄭玄注に「宮・商・角・徵・羽雜比曰音、單出曰聲」、『說文解字』「音部」に「聲生於心、有節於外、謂之音」、『律呂新論』巻上に「天地之間氣而已矣。氣動而聲發焉。」とあり、『皇極經世』巻四に「天聲地音圖」がある。

<sup>3</sup> 許慎の『說文解字』「音部」によれば、「聲生於心、有節於外、謂之音。宮・商・角・徵・羽、聲也。絲・竹・金・

中国音楽の理論的枠組みを客観的に否定している。言い換えれば、茶山は古代中国音楽の「声」と「律」に対する概念について、異なる解釈をすることによって、古代楽律理論の基盤となっている「吹律定声」<sup>4</sup>・「累黍の法」<sup>5</sup>・「隔八相生法」<sup>6</sup>・「候気の法」<sup>7</sup>・「娶妻生子法」<sup>8</sup>・「三分損益法」<sup>9</sup>等に及ぶ内容を、巻一から順に、論じ、弁じ、駁し、実際に調査し、誤りを訂正するという、一貫した主張によって、それらを全て否定している。

それゆえ、茶山の『樂書孤存』に対する自負心は甚だしい。「孤存」つまり「多いながらも無いものよりも、むしろ孤独に一つの真実を打ち立てて、実際に失われるものを救うほうがよい」<sup>10</sup>という題名から、茶山が平凡ではないことがわかる。さらに、茶山は、『樂書孤存』に対して、「秦漢以来、二千余年の間、もつれた髪を梳かして整えるような思いであって、堯舜の本来のさまりに万に一つも背くことなく、五千年余り前の律呂に関する学問精神が今日になって甦った」<sup>11</sup>と自ら評価している。ここには、秦の焚書坑儒以来、復元できなかつ

石・匏・土・革・木、音也。」とあり、『禮記』『樂記』によれば、「感於物而动、故形於聲。聲相應、故生變、變成方、謂之音。比音而樂之、及于戚・羽旄、謂之樂。」とある。これらを整理すると、楽には①五声と八音の総称、②八音つまり楽器を指す、③歌・舞・楽・百戯を総称する楽、④孔子の礼楽思想に伴う心性論の楽思想の意味が込められている。

<sup>4</sup>「吹管定声」は、昔、黄帝が伶倫に命じて律呂を生み出させた方法である。「昔、黄帝が伶倫に命じて、大夏の西側、崑崙山の北側にある、嶰谷の竹から、自然に円く、内部が空洞で、その上下の孔の周囲の厚みが均一なものを選ばせ、二つの節の間を切って吹き、それを黄鍾の宮とした。さらに十二個の笛（律管）を作って、鳳凰の鳴き声を手本とし、雄の聲六つと雌の聲六つを選び、雄の六つは陽であり律になり、雌の六つは陰であり呂になり、六律六呂を十二律呂と呼ぶようになった」という内容である。『樂學軌範』巻一「律呂隔八相生應氣圖說」を参照。〔訳者補：昔黄帝使伶倫自大夏之西、崑崙之陰、取嶰谷之竹、自然圓虛、其竅厚均者、斷兩節間而取之、以爲黃鍾之宮。又制十二笛、以象鳳凰之鳴、其雄鳴爲六、雌鳴亦六、陽六爲律、陰六爲呂、六律六呂、總謂之十二律。〕とある。〕

<sup>5</sup>「累黍の法」は律管の長さを算出する基本単位である。律管製作において目盛りの単位を定めて黄鍾尺を作る方法であるが、昔から、縦黍法・横黍法・斜黍法が使用された。

<sup>6</sup>「隔八相生法」は、中国古代の楽律算法の一つである。まず、十二律呂の基準となる黄鍾音を求めた後に、これを八律ずつ左旋し、六律と六呂を求める方法を言う。さらに、「隔八相生法」を応用した「順八逆六法」があるが、黄鍾音から左側に八律行ってから、右側に六律戻るという方法や、反対に「逆六順八法」などがある。詳しい内容は、金世鍾の「三分損益法の史的考察」漢陽大学修士学位論文（1992年）を参照されたい。

<sup>7</sup>「候気の法」は、別名「葭灰の法」とも言うが、一年十二ヶ月の節気に従った律呂を検証する方法である。言い換えれば、十二律呂に従った十二本の律管を方位別に地面に埋めて、これとともに二十四節候の変化を検証する方法であるが、この候気法は、十二律呂律管に伴う律呂が正しいか否かを判断する基準になることもあった。

<sup>8</sup>「娶妻生子法」は、人間の結婚生活に似ており、別名「妻を娶って子を生む」という古代の律呂算出を説明する方法である。すなわち、十二律呂で基本となる陽律黄鍾は陰呂林鍾を娶って太簇という子を産み、さらに陽律太簇が陰呂南呂を娶って姑洗を生むという方式によって、律と呂を生み出す陰陽合成理論である。

<sup>9</sup>「三分損益法」は、音の高低を算定するための方法である。まず基本になる黄鍾の長さを定めた後、三分損一（1/3を引くこと）を一回行い完全五度上の林鍾（徵）を得て、次いで三分益一（1/3を加えること）を一回行い完全四度下の太簇（商）を得るという方式によって、まず三分損一、次に三分益一の順に、十一回繰り返して、十二律呂を算定する方法である。もちろん、これは韓国伝統音楽のためというよりも、中国音楽の高低音を算定する法則である。

<sup>10</sup>『樂書孤存』序に「樂書孤存、孤存也者、謂與其衆而亡、寧孤而存耳。」とある。

<sup>11</sup> 朴錫武訳『流配地から送った手紙』（ソウル：詩人社 1985年）p27及びp179。朴錫武訳「先仲氏丁若鏞墓志銘」、『茶山散文選』（ソウル：創作と批評社、1988年）p207。〔訳者補：『與猶堂全書』第一集「詩文集」巻二十「答仲氏」に「樂書十二卷。其間想已覽訖。律呂之數、第七卷所論、必是唐虞本法。萬無一慮、五千年前律呂之學、還魂於今日。〕

た『樂經』に対する無念さがそのまま現れているだけでなく、經典解釈という客観的な史料分析を通じて、声・音・楽・律についての重要性と有効性を<sup>12</sup>新たに解釈することによって、儒教の理想社会とされる堯舜時代の楽を回復したその意志と、古代先秦文化の音律体系を明らかにした強い執念が感じられる。

そこで、本研究では、古代楽律理論の基盤となっていた「吹律定声」・「隔八相生法」・「候気之法」・「娶妻生子法」・「三分損益法」の問題点と虚構性を基礎として提示されている茶山の「三紀六平」に注目した。なぜなら、上述のように、彼は、独自の經典解釈を通じて得た楽律理論によって、それまでに知られていた中国の楽律理論とは全く異なる十二律呂の算出方式と数理体系を提示しており、そこには古代楽律理論を新たに理解するための理論的基礎が準備されているからである。

しかし、このような茶山の「三紀六平」に対する研究は、朝鮮後期の楽律論に関する論文<sup>13</sup>や茶山の『樂書孤存』を中心に扱った学位論文<sup>14</sup>でも部分的にしか扱われていない。そればかりか、筆者の学位論文「三分損益法の史的考察」<sup>15</sup>でも深く扱えなかったという心残りがある状態であるが、茶山の「三紀六平」に対する文献的論理性を探究したという点に意義を認めたい。

## II. 茶山の「声」と「律」に対する理解

一般的に、古代中国の様々な楽書では、天地の気、すなわち「生生」<sup>16</sup>の造化作用を気の本質として把握し、音を宇宙創成 (cosmogony) の根源的エネルギー (energy) として理解している。さらには、古代中国では、音を宇宙 (= 天地) の気と関わるためのものと考えて、音を天地

とある。]

<sup>12</sup> 声・音・楽・律に伴う、声音・声楽・声律・音楽・音律・楽律・楽音・律楽などの派生用語に関連した理論を切実に探究した。

<sup>13</sup> 金ナムヒョン「朝鮮後期楽律論の一局画」『韓國音樂史學報』(慶山：韓國音樂史学会、1989年)第2輯 p67-96。この論文は、朝鮮末期の楽律理論を全般的に検討したものであるため、「三紀六平」については朝鮮後期の茶山の楽律理論として紹介している程度である。

<sup>14</sup> 権泰旭『『樂書孤存』卷一の律論に関する研究』(慶山：嶺南大学大学院修士学位論文、1991年)・同氏「茶山丁若鏞の音楽思想研究——『樂書孤存』を中心として——」(慶山：嶺南大学大学院博士學位論文、2000年)、李淑姫「茶山丁若鏞の楽律学と古代中国の楽律学との比較」(大邱：慶北大学大学院修士學位論文、1991年)、辛振秀「茶山の楽律論」(釜山：東亜大学教育大学院修士學位論文、1991年)。権泰旭と李淑姫の修士學位論文では、茶山の声律に対する問題を扱っているが、「三紀六平」に対する言及はなく、辛振秀の修士學位論文では、「三紀六平」に部分的に言及しているものの、「三紀六平」の理論的基盤である文献に対する検討はなされていない。

<sup>15</sup> 金世鍾「三分損益法の史的考察——茶山丁若鏞の『樂書孤存』を中心として——」(ソウル：漢陽大学大学院修士學位論文、1992年)

<sup>16</sup> 『周易』「繫辭上傳」第五章「生生之謂易」。すなわち、『易』の伝では、存在界の本質を変化として把握している。この変化を、すなわち「易」という。

自然から得ようとし、そのために、崑崙山の竹を取り、律管を作って、これを吹いて、音おとを定めるという方法を取っている<sup>17</sup>（「吹律定声」）。

しかし、茶山は、音おとを天地の気、天地せいの声、天地ふうの風から得ようとする中国の方法には懐疑的である。古代中国の楽律では、どうして、無形の音おとによって、無形の音おとを分別することができるのか、という基本的な問題意識からである。したがって、茶山は「無形の音おとは有形の律によって正すことができる<sup>19</sup>」という立場である。それゆえ、茶山は、律の意味を古代中国の様々な楽家たちが主張するような、吹律の意味ではなく、「律とは法なり（律者、法也）」<sup>20</sup>、すなわち、音おとを弁別するための法則として理解し、「律がなければ、楽を作ることはできないし、律に一定のきまりがなければ、楽を論ずることはできない<sup>21</sup>」という解釈をしている。さらに、茶山は、律は実際の音おとを弁別する比率であると同時に、差等の約例<sup>22</sup>を定める法であると理解している。

ここでの「差等」とは、まさに、等分である。「分」とは、事物を分別して、その異なる点を明確にするものである。「等」は、この異なる点を根拠にして等差を弁別するためのものである<sup>23</sup>、「天地万物にはすべて比例がある<sup>24</sup>」という点で、律を、あくまでも、音おとの大小清濁を弁別するための比率として、また、十二律呂を弁別するための数理的比率体系として理解している<sup>25</sup>。

<sup>17</sup> 『樂學軌範』卷一「隔八相生應氣圖說」を参照。

<sup>18</sup> 『古樂經傳』卷三に「律者、自然之聲、自然之氣、其高下清濁、皆有天機。」とある。〔訳者補：『漢書』「律曆志上」に「至治之世、天地之氣合以生風、天地之風氣正、十二律定。」とある。また、『周禮』「春官」「典同」に「掌六律六同之和、以辨天地四方陰陽之聲、以為樂器。」とある。〕

<sup>19</sup> 『樂書孤存』「論六律與五聲不同」p537。〔訳者補：「大凡天地之間、無形之物、不可摸捉。故其分數贏縮、微妙而難辨。有形之物、可以絮度。故其分數贏縮、顯著而易察。此天下之定理也。方員者、無形者也。不寓於物、則方員不能自立。方員者、無形者也。宮商者、無形者也。不寓於物、則宮商不能自立。宮商者、無形者也。人之目力耳力、亦無形者也。耳目有形、其所以視所以聽者、未有形質。目力耳力、無形者也。以目力之無形、御方員之無形、其分數贏縮、終不可以精辨。此規矩之所以作也。以耳力之無形、御宮商之無形、其分數贏縮、終不可以精察。此律呂之所以作也。嗟呼、規矩有形者也、唯其有形也。故毫髮有差、不能遁匿、不似目力之不可恃也。以此推之、律呂為物、亦必有形可摸、有數可計、毫髮有差、不能遁匿、不似耳力之不可恃也。」とある。〕

<sup>20</sup> 『古樂經傳』卷四に「律者、法也、萬事取法焉。均者、平也、衆聲取平焉。……制其聲於律、又寫其聲於鐘」とある。〔訳者補：『爾雅』「釋詁」に「柯・憲・刑・範・辟・律・矩・則、法也。」とある。〕

<sup>21</sup> 李圭景『五洲衍文長箋散藁』十七集「樂律候氣辨證說」p223。〔訳者補：「凡為樂者、無律則不可以為樂。為律者、無度則不可以言律。」とある。〕

<sup>22</sup> 『樂書孤存』に「差等之約例」とある。

<sup>23</sup> 『荀子』を参照。

<sup>24</sup> 『樂書孤存』「查十二律、以制器、法上天造化之理」に「天之造物、皆有比例。禽獸大者、其周身諸骨、皆節長而圍大。其小者、周身諸骨、皆節短而圍小。然其諸骨之比例、於其本身之内、各有大小之差。」とある。

<sup>25</sup> 特に、茶山は、下記の文献記録における『國語』「周語下」の伶州鳩の言葉「律所以立均出度也。」に注目しており、ここで、茶山は「均」を比率として解釈している。茶山は、度は分・寸・丈・引の長短を測るものであって、正確な均と度によってのみ、音おとの大・中・小に伴う高低清濁を算定することができるとし、その数理的比率に注目している。『古樂經傳』卷四に「度者、分・寸・尺・丈・引也。所以度長短也。」、『漢書』「律曆志上」に「度者、分・寸・尺・丈・引也。所以度長短也。」とある。

- ・『周禮』「典同」に「六律六同によって樂器を作る」と言う。
- ・『爾雅』「釋詁」に「……律……は、法である」と言う。
- ・『管子』「七臣七主」に「律は、身分を定めて争いを防ぐものである」と言う。
- ・許慎『説文解字』「彳部」に「律は、均等に分布することである」と言う。
- ・蔡邕『月令章句』に「律は、率である」と言う。
- ・『國語』「周語下」の韋昭の注に「律は、鍾木を均等にして、……<sup>おと</sup>音の大小・清濁を測るものである」と言う。
- ・『樂書孤存』に「鑪案ずるに、律は、差等の約例である<sup>26</sup>」と言う。

茶山のこのような見解は、經典解釈を通じて、いっそう確信を持つようになる。すなわち、『舜典』の「六律によって五声を調和がとれるようにする<sup>27</sup>」という記録や、『孟子』「離婁章句」の「方圓や宮商は形体がないものであるので、目や耳の力だけでは、公輸子の技巧や離婁の眼力でも、正確な形体を突き止めることは出来ない<sup>28</sup>」という記録から、律の本源を探っているのである。茶山は、これらの記録によって、「ぶんまわしや差し金によらない方圓は、決して正しくなることができず、宮商も、律の比率によって正確に作られた樂器でなければ、正しい<sup>おと</sup>音を得ることはできない<sup>29</sup>」という彼の基本的な立場を確認している。

### Ⅲ. 茶山の「三紀六平」

#### 1. 「三紀六平」の文献的解釈

茶山の「三紀六平」についての推論は、彼独自の文献解釈から始まる。彼の「三紀六平」

<sup>26</sup> 『周禮』「春官」「典同」に「掌六律六同之和、以辨天地四方陰陽之聲、以爲樂器。」、『爾雅』「釋詁」に「柯・憲・刑・範・辟・律・矩・則、法也。」、『管子』「七臣七主」に「律者、所以定分止争也。」、許慎『説文解字』「彳部」に「律、均布也。」、蔡邕『月令章句』に「律、率也。」、『國語』「周語下」に「問律於伶州鳩。對曰、「律所以立均出度也。〈……均者、均鍾木、……度鍾木大小清濁也。……〉……」。」、『樂書孤存』に「鑪案、律者、差等之約例也。」とある。

<sup>27</sup> 『尚書』「舜典」(「十三經注疏」)に「帝曰、「……詩言志、歌永言、聲依永、律和聲。八音克諧、無相奪倫、神人以和。」とある。

<sup>28</sup> 『孟子』「離婁章句上」(「十三經注疏」)に「孟子曰、「離婁之明、公輸子之巧、不以規矩、不能成方員。師曠之聰、不以六律、不能正五音。……」とある。

<sup>29</sup> 『樂書孤存』「論六律與五聲不同」p537。〔訳者補：「方員、目所辨也。然但恃其目而削之爲方員、則或爲斜方、或爲橢圓。終日刪補而不能爲眞方員也。宮商、耳所察也。然但恃其耳而擊之爲宮商、則或爲慢宮、或爲流商。終日上下而不能爲眞宮商也。以之製一器之形、猶不可以爲方員、況一時造七八器、惡能使七八器之方員箇箇相同乎。以之出一器之聲、猶不可以正宮商、況一時擊七八器、惡能使七八器之宮商箇箇相同乎。一作規矩、則不惟一器之形得方員、而七八器之方員箇箇相肖。一作律呂、則不惟一器之聲得宮商、而七八器之宮商箇箇相協。」とある。〕

は、『國語』における伶州鳩の文と『漢書』「律曆志上」の記録を根拠としているが、これを見てみれば以下の通りである。

- ・『國語』の中で、伶州鳩は「律とは、均（比率）をうち立て、度（長短）を起こすものである。昔の神瞽は中声をよく考えて、その制度を長さとし、律を測り、鍾を均等にして、百官の意識規範とした。三を紀とし、六によって均等にして、十二において成り立つのであるから、天の道である」と言った<sup>30</sup>。
- ・『漢書』「律曆志上」に「天を三とし、地を二とし、数をたてた。天の数は一から始まり二十五で終わるので、その意味は三を紀とすることである。……地の数は二から始まり三十で終わるので、その意味は二を紀とすることである」と言う<sup>31</sup>。

ここで、茶山は『國語』における伶州鳩の「之を紀するに三を以てす（紀之以三）」と「之を平らにするに六を以てす（平之以六）」に注目している。茶山は、上述の「均を立て度を出だすなり（立均出度）」の「均」を、律をうち立てる比率とみなし、「度」を分・寸・丈・引の長短を測る<sup>32</sup> こととして解釈し、正確な均と度によってのみ、音の調和を得ることができるとし、その数理的比率を概念化している。まさに、茶山は、先の文献記録を中心とした律呂の数理体系によって、三と二を紀とみなしている。すなわち、『周易』「説卦傳」に言う、「天を參とし地を兩とす（參天兩地）」という立場を守っているわけである。

## 2. 「三紀六平」による六律・六呂算出

### 1) 六律參天法

茶山の「三紀六平」による六律・六呂の算出は、茶山の兄、巽庵から多くの教えを受けて確立されるようになった。巽庵と茶山は、律の差等を解釈する立場において少し相違している<sup>33</sup>。巽庵も、やはり中国の様々な楽書に現れた「吹律定声」に対する批判的な視点を

<sup>30</sup> 『樂律表微』卷一に「國語伶州鳩曰、律所以立均出度也。古之神瞽考中聲而量之以制、度律均鍾、百官軌儀、紀之以三、平之以六、成於十二、天之道也。」とある。〔訳者補：『國語』「周語下」に「問律於伶州鳩。對曰、「律所以立均出度也。古之神瞽考中聲而量之以制、度律均鍾、百官軌儀、紀之以三、平之以六、成於十二、天之道也。……」。」とある。〕

<sup>31</sup> 『漢書』「律曆志上」に「易曰、「參天兩地而倚數。」天之數始於一、終於二十有五。其義紀之以三、……地之數始於二、終於三十。其義紀之以兩、……」とある。楊家駱主編『中國音樂史料』（台湾：鼎文書局印行）卷一、第二輯、p46。

<sup>32</sup> 『古樂經傳』卷四に「度者、分・寸・尺・丈・引也、所以度長短也。」、『漢書』「律曆志上」に「度者、分・寸・尺・丈・引也、所以度長短也。」とある。

<sup>33</sup> 金世鍾「三分損益法の史的考察——茶山丁若鏞の『樂書孤存』を中心として——」を参照。

持っていたが、巽庵の考えでは、あくまでも、『周易』に根本を置いて律呂の本源を探ろうとしている。すなわち、十二律呂を、陽の六律と陰の六呂に分け、六律は天の基本数である三を紀とし(紀之以三)、六呂は地の基本数である二を紀として(紀之以兩)、六律・六呂それぞれを算出しており、このような方法が古代中国の十二律呂算出法と異なる<sup>34</sup>。『樂書孤存』に紹介された「六律參天」を図示すれば〈表一〉のようになる。

〈表一〉六律參天図

大紀		中紀		小紀	
黄鍾	太簇	姑洗	蕤賓	夷則	無射
81	78	75	72	69	66
	太平		中平		小平

上の〈表一〉を見ると、六律体系は三紀三平で構成されている。三紀は大紀・中紀・小紀に分けられ、互いの距離がそれぞれ六になるようにし、三紀の大紀・中紀・小紀の間に、さらに三平の太平・中平・小平を挿入し、紀と平の間がそれぞれ三の差になるようにしている。言い換えれば、茶山は、大紀の黄鍾 81・中紀の姑洗 75・小紀の夷則 69 によって三紀を設けた後、大紀と中紀・中紀と小紀の距離がそれぞれ六になるようにし、三紀の間に、太平の太簇 78・中平の蕤賓 72・小平の無射 66 をはめ込み、紀と平の距離がそれぞれ三になるような比率体系を作り上げている。

## 2) 六呂兩地法

六呂兩地による六呂も、六律參天による六律と比べると、ただ求める数理体系が異なるだけで、やはり方式は同じである。これを図示すれば〈表二〉のようになる。

<sup>34</sup> 『樂書孤存』「查律有三紀六平」に「律有一元曰黄鍾、〈管子所云先主一。〉一而三之、律有三紀。大律曰黄鍾、中律曰姑洗、小律曰夷則。蓋上古三律而已。上律之數八十一、中律之數七十五、小律之數六十九、大中小相距之間、各差以六。六者、三之倍也。紀之以三、非是之謂乎。相距太濶、則清濁遲疾之度、懸而不平。於是三紀之下、各生一律、以平其聲。大平曰太簇、中平曰蕤賓、小平曰無射。三平之距三紀、各差以三、而六律成列。紀之以三、平之以六、非是之謂乎。六律既成、聲音大備。然聲音之道、大則無味、小則彌美、濁則寡變、清則易感。於是以此六律、三分損一、各生一呂、以配元聲。〈法見下。〉呂也者侶也。陰侶陽也。平之以六、成於十二、非是之謂乎。律有三紀、論既定矣。可無議已。雖然、有一夫起而言曰、六律本皆平列、安有三紀、亦難乎其答、是也。乃大律黄鍾之配、其名曰大呂、中律姑洗之配、其名曰中呂、小律夷則之配、其名曰小呂。〈今之南呂、周禮皆作小呂。〉明明把黄姑夷三律、立之爲大中小三紀、並其配匹、從其爵諡、律有三紀、尙有疑乎。紀之以三、既然明白、則平之以六、卽其本法。」とある。

〈表二〉六呂兩地図

大 紀		中 紀		小 紀	
大 呂 54	夾 鍾 52	仲 呂 50	林 鍾 48	小 呂 46	応 鍾 44
	太 平		中 平		小 平

このように、六呂の算出も、やはり三紀三平で構成されている。三紀は大紀・中紀・小紀に分けられ、互いの距離がそれぞれ四になるようにし、三紀の大紀・中紀・小紀の間に、さらに三平の大平・中平・小平を挿入し、紀と平の間がそれぞれ二の差になるようにするなど、ただ律と呂の間の数理的比率が異なるだけで、六律・六呂を算出する方法は同じである。茶山は、大紀の大呂 54・中紀の仲呂 50・小紀の小呂（南呂） 46 によって三紀を設けた後、大紀と中紀・中紀と小紀の距離がそれぞれ四になるようにし、三紀の間に、大平の夷則 52・中平の林鍾 48・小平の応鍾 44 をはめ込み、紀と平の距離がそれぞれ二になるような比率体系を作り上げている。

### 3) 三分損一体系による十二律呂算出

上述のとおり、茶山の十二律呂算出では、「天を参とし地を兩とす（參天兩地）」の本源に依って、律と呂の間の数理的比率を算出していることを考察することができた。したがって、茶山はそのような「六律参天」・「六呂兩地」の数理的比率関係によって、古代中国の三分損益法的でない三分損一体系による算出法を運用しているのである。これを図示すれば〈表三〉のようになる。

〈表三〉 六律参天 六呂兩地 三分損一図

	黄鍾	太簇	姑洗	蕤賓	夷則	無射
参天	八十一	七十八	七十五	七十二	六十九	六十六
	三分損一	三分損一	三分損一	三分損一	三分損一	三分損一
	生	生	生	生	生	生
	大呂	夾鍾	仲呂	林鍾	小呂	應鍾
兩地	五十四	五十二	五十	四十八	四十六	四十四

このように、茶山は、天の数三と地の数二を、十二律呂算出による数理体系の紀とし、六律を「之を紀するに三を以てす（紀之以三）」・「之を平らにするに六を以てす（平之以六）」の公式によって求め、六呂を「之を紀するに兩を以てす（紀之以兩）」・「之を平らにするに四を以てす（平之以四）」の公式によって求め、十二律呂を算出している。すなわち、黄鍾の数81から三分損一して大呂54を生み、太簇78から三分損一して夾鍾52を生み、姑洗75を三分損一して仲呂50を生み、蕤賓72を三分損一して林鍾48を生み、夷則69を三分損一して南呂46を生み、無射66を三分損一して應鍾44を生むという方式で算出している。

ところで、ここでの茶山の三分損一体系による十二律算出法と古代中国のそれとが異なるのは、茶山には損益の概念がないという点である。また、黄鍾・太簇・姑洗・蕤賓・夷則・無射等六律をそれぞれ三分損一する場合、残りの部分が生じずに、六呂が算出される点がひと際目立っている。

#### IV. むすび

これまで、茶山丁若鏞の『樂書孤存』に現れた「三紀六平」を考察した。その結果を整理すれば次のようになる。

まず、茶山の楽律理論では、聖經賢伝による經典解釈を通じて「声」・「律」を別に解釈することによって、古代中国楽律理論と異なる新しい理論体系を打ち立てた。すなわち、中国の楽律理論の出発点である「昔、黄帝が伶倫に命じて、嶰谷の竹を取って十二個の律

管を作らせ、これを吹いて鳳凰の鳴き声に合うように十二律呂を定めた」という「吹律定声」の虚構性と問題点を指摘し、律を、吹くことではなく、差等を弁別する数理的原則として解釈し、律は、あくまでも、音の大小清濁を弁別する比率体系であると理解した。

第二に、茶山が「堯舜の本来のきまりに万に一つも背くことはない」と自ら評価した「三紀六平」の文献的根拠は、『國語』における伶州鳩の「之を紀するに三を以てす(紀之以三)」・「之を平らにするに六を以てす(平之以六)」と『漢書』「律曆志上」の「天を参とし地を兩とす(參天兩地)」の文献的解釈を経た結果である。すなわち、天の基本数の三(之を紀するに三を以てす)と地の基本数の二(之を紀するに兩を以てす)を紀とし、六律・六呂それぞれを算出する根拠としている。六律は三紀三平をおおもととし、紀と平の間をそれぞれ差が三になるようにして、「之を紀するに三を以てす(紀之以三)」・「之を平らにするに六を以てす(平之以六)」の原則を設け、六呂は紀と平の間をそれぞれ差が二になるようにして、「之を紀するに兩を以てす(紀之以兩)」・「之を平らにするに四を以てす(平之以四)」という原則を設けることによって、『漢書』「律曆志上」の「天を参とし地を兩とす(參天兩地)」という大義を数理的比率とし、等分している。

第三に、茶山の十二律呂算出は、黄鍾を三分損一している点で古代中国の楽律算出法と同じであるが、三分益一が現れず、あくまでも、律から呂を算出するという三分損一法によって六呂を算出し、この場合には残りの部分が生じないという点が異なる。

以上、茶山の「三紀六平」による楽律算出法を考察した。このような茶山の楽律認識は、これまで他の文献記録には見ることのできない新しい楽律理論である。よって、今後、茶山の楽律体系を理解する際の一助となれば幸いである。

#### 【参考文献】

##### 1. 一次資料

『樂書孤存』・『樂學軌範』・『五洲衍文長箋散藁』

『尚書』・『周易』・『春秋左氏傳』・『國語』・『爾雅』・『管子』・『荀子』・『禮記』・『呂氏春秋』・『淮南子』・『史記』・『律書』・『漢書』「律曆志」・『樂律表微』・『古樂經傳』・『說文解字』・『皇極經世』・『律呂新論』

##### 2. 単行本および論文

楊家駱主編『中國音樂史料』卷一、台湾：鼎文書局印行、1975年

朴錫武訳『流配地から送った手紙(流配地에서 보낸 편지)』ソウル：詩人社、1985年

朴錫武訳『茶山散文選』ソウル：創作と批評社、1988年

金ナムヒョン(김남형)「朝鮮後期樂律学の一局面(朝鮮後期樂律學의 一局面)」、『韓國音樂史學報』(慶山：韓國音樂史学会)第2輯、1989年

國學院大學北海道短期大学部紀要第29卷

金世鍾「三分損益法の史的考察——茶山丁若鏞の『樂書孤存』を中心として——（三分損益法の 史的 考察：茶山 丁若鏞의 『樂書孤存』을 중심으로）」ソウル：漢陽大学大学院修士学位論文、1992年

權泰旭「『樂書孤存』卷一の律論に関する研究（『樂書孤存』卷1의 律論에 관한 研究）」慶山：嶺南大学大学院修士学位論文、1991年

權泰旭「茶山丁若鏞の音楽思想研究——『樂書孤存』を中心として——（茶山 丁若鏞의 音樂思想 研究：『樂書孤存』을 중심으로）」慶山：嶺南大学大学院博士学位論文、2000年

李淑姬「茶山丁若鏞の楽律学と古代中国の楽律学との比較（茶山 丁若鏞의 樂律學과 古代 中國의 樂律學 比較）」大邱：慶北大学大学院修士学位論文、1991年

辛振秀「茶山の楽律論（茶山の 樂律論）」釜山：東亜大学教育大学院修士学位論文、1991年